

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

真室川町長 新田 隆治

市町村名 (市町村コード)	真室川町 (06364)	
地域名 (地域内農業集落名)	安楽城地区 (下村、大向、砂子沢、谷地、小国、西郡、野崎、小川内、川舟沢、矢の沢、 巣子、田郎、山屋、中村、沼田、西川、大平、大池、平枝、高坂)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 9 月 18 日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・地域の中心的な農業者の平均年齢が64歳となっており、経営形態としては、水稻を中心とした単一経営の担い手が多い。
- ・担い手の高齢化が顕著であり、離農者の増加や遊休農地の増加が懸念される。

【地域の基礎的データ】

中心的な農業者:89経営体(うち法人5経営体、個人84経営体)

主な作物:水稻等

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・農業経営の複合化や特別栽培米等の高付加価値化による農業所得の増加を図る。
- ・遊休農地の増加を防ぐため、集落営農組織による作業の効率化や新規就農の促進により担い手を確保していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	779 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	調整中 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	調整中 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

今後の地域計画の作成過程で考え方を取りまとめる予定。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を積極的に活用し、認定農業者や認定新規就農者等の中心的な担い手に農地集積を促進していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構への農地の貸し付けを推進し、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
平枝地区・沼田中村地区・大向上野地区では基盤整備事業を行っているところであり、農用地の大区画化、農道の幅員の拡大により、機械化に対応できるほ場を目指していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県やJAと連携し、栽培技術の指導や農地確保に関する支援を行い、農業者の地域への定着を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
—

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									
①イノシシやクマの被害が拡大しないよう防止柵を設置する。また、地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。									